

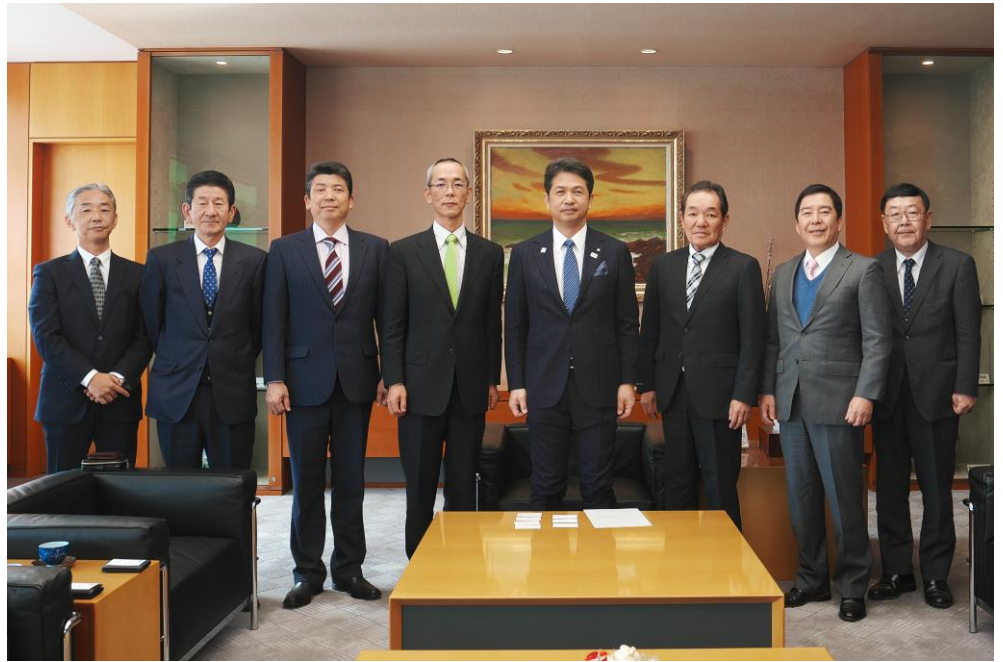
# (一社)茨城県環境保全協会 協会だより

平成 29 年度  
第 12 号 (通巻第 45 号)  
平成 30 年 3 月 1 日発行  
一般社団法人茨城県環境保全協会  
発行担当 広報委員会  
水戸市平須町 1825-192 平須ビル 202  
TEL 029-303-6007  
FAX 029-303-6008  
Mail info@kankyo-ibaraki.com

## 大井川知事を訪問



今回の訪問は茨城県の浄化槽関連団体として、(公社)茨城県水質保全協会と(一社)茨城県環境保全協会が共同で企画し、茨城自民党の加藤明良県議のご協力により実現しました。



2月23日(金)茨城県庁へ、昨年9月に就任した大井川知事を訪問しました。

当日、(公社)茨城県水質保全協会からは、成田浩明理事長、犬塚行治副理事長(当協会の理事を兼務)、三好隆専務理事が出席され、当協会からは、秋山理事長、長塚副理事長、小林副理事長、池田副理事長の4名が出席しました。

面談は終始和やかな雰囲気の中で行われ、協会として今後とも茨城県の環境行政に協力をしていく中で、特に今年開催される世界湖沼会議に向けては、全力を挙げて成功のために貢献していく事、また、河川湖沼等の水質浄化のための浄化槽維持管理等における問題点及びその対策等について話が及び、知事からも浄化槽管理者の義務についての言及もありました。



協会としては、今後とも茨城県及び(公社)茨城県水質保全協会等の関係団体と協力し、県内の環境保全、一般廃棄物業界の仕事の確保等について活動を行ってまいります。

### 2月度定例役員会の開催

2月15日(木)午後1時半より水戸市内平須町の協会事務所において2月度の定例役員会を開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

#### 出席理事

秋山理事長 小林・長塚・池田副理事長 早川・犬塚・石井・星山・小沼・岡島理事(理事14名中8名出席) 露崎・佐藤監事



#### 協議事項

##### ① 協会表彰規定等について

茨城県環境保全協会の表彰規定に基づいて、優良従事者表彰を5月の総会にて行います。対象者は、「廃棄物処理業において勤続年数が10年以上、勤務成績が優秀な本事業従事者の模範となる者」です。総会までに、各会員様にFA X等で対象者の募集を行いますので宜しくお願ひ致します。なお、人数多数の場合は表彰が次年度に持ち越しとなる場合もありますので、ご了承ください。

##### ② 協会だよりについて

2月号の内容について広報委員会より提案があり、承認されました。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がありませんでしたら当協会までご連絡下さい。

##### ③ 安全表示シールについて

全国では、ごみ収集の作業中に市民の方が怪我をされるといった事例が時々あります。作業中のこのような事故を失くすために、当協会としては安全表示シールを作成し、会員に配布・販売することとしました。「キケン! ちかよらな

いで」という標語を黄色地に赤という非常に目立つ、またひらがなで子供にも分かり易いシールとなっております。作成でき次第、各会員に案内しますので、各作業車（ゴミ・バキューム）に貼って頂いて、事故ゼロとなりますよう頑張ってくださいませ。

**報告事項**

① 新年会について

1月20日に水戸京成ホテルにて行われた新年会についての収支報告が事務局よりありました。当日の様子は協会だより2月号をご覧ください。

② 不法投棄監視パトロール及び道路清掃活動について

2月3日につくば市で予定されていた不法投棄防止パトロールですが、前日の降雪のため参加者の安全を考え中止となりました。つくば市の不法投棄防止パトロールについては、次年度の実施となりますので会員の皆様には参加を宜しくお願い致します。

③ 日本環境保全協会 佐藤副会長の逝去について

（一社）日本環境保全協会より、副会長で（公社）宮城県生活環境事業協会 会長の佐藤佑様が逝去し、お別れの会が3月15日に宮城県石巻市において開催される旨の報告があり、協会として前例に倣い、香典及び生花をお贈りし、秋山理事長がお別れの会に出席する旨の報告がありました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。

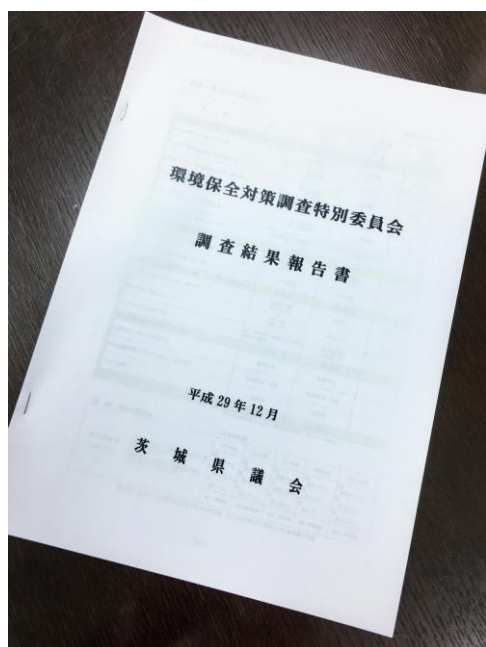
**茨城県議会**

**環境保全対策調査特別委員会調査結果報告書**

昨年12月下旬に標記報告書が茨城県議会特別委員会から茨城県に対して提出されましたので、浄化槽関連の部分についてご紹介いたします。

まず報告書は第2期森林湖沼環境税のこれまでの使用内訳について触れられており、生活排水などの汚濁負荷量の軽減措置に約18.9億円が使用され、うち高度処理浄化槽の設置促進が4,800基、単独浄化槽からの転換促進が2,248基となっております。

また今後の対策として、湖沼等の環境保全（水質浄化）対策においては、生活排水処理対策が大きな課題となっており、生活排水処理率100%の達成に向け、下水道や農業集落排水への接続や高度処理



型浄化槽の設置等の取組を、さらに促進していく事が重要である、とあります。

さらには環境税を活用した「湖沼・河川の水質保全」では、高度処理型浄化槽の設置支援に併せて「浄化槽を設置した者に対しては、当該浄化槽の維持管理が適切になされるよう、法定検査の受検等について適切に指導し、意識喚起していく」とあります。当協会としては、やはり設置後の維持管理が重要であるとの観点から、これからも関係各所と連携の上、行政との対話を通じて浄化槽管理者の義務として法令に定めのある①年1回の検査受検②年1回以上の清掃③年3回以上の保守点検（いずれも小型合併の場合）の遵守をさらに訴えていく必要があると感じております。報告書の中には、「下水道や農業集落排水の未接続世帯に対しては、その解消を図るため、接続に対する補助制度の拡充を図る一方で、市町村とも連携し、法に基づく罰則の適用等を含め、厳格に対応していく必要がある」とあります。浄化槽の維持管理についても、前述の管理者の義務を履行しない場合の指導、罰則の規定があります。下水道、農業集落排水と同様に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

**自民党下水道・浄化槽対策特別委員会**

2月6日（火）東京の自由民主党本部にて下水道・浄化槽対策特別委員会が開催され、本県関係の国会議員では、石川昭政衆議院議員が出席され、その内容についてご提供をいただきました。

委員会は、環境省、国土交通省、農林水産省、総務省の各省より課長級以上の職員が出席し、①下水道関係平成30年度予算について②農業集落排水関係平成30年度予算について③浄化槽関係平成30年度予算について④汚水処理の持続可能な事業運営に向けての4つのテーマで話し合わせ、当業

界に関係の深い浄化槽関係の予算では、平成30年度予算案では、前年度比106.3%の百億円超となっております。うち、環境省関係で目を引くのは、「浄化槽整備促進・適正管理調査費」の1800万円、「浄化槽整備推進費」の3000万円ですが、「浄化槽整備促進・適正管理調査費」とは浄化槽の把握や法定検査の受検率向上に関する取り組みの事例集・分析等を行い、単独浄化槽の転換や維持管理体制の強化に関する支援を行う、とあり、また「浄化槽整備推進費」は浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する、とあります。

いずれにしても、現在の人口減少社会やまもなく発生から7年が経過しようとしている東日本大震災以来、排水処理としての浄化槽に対する注目度は間違いなく上昇していると思われませんが、現在ほどちらかという単独から合併への転換や、高度処理浄化槽の設置等ハード的な側面が重視され、整備後の維持管理等のソフト的な部分での議論があまりなされていないように感じます。

当協会としては、今後も同様の情報収集に努め、設置後の7条検査、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃、毎年の11条検査受検という浄化槽維持管理のサイクルを重視し、それがあつて初めて地域の水環境の保全につながるということを訴えていきたいと考えます。また、それが地域で浄化槽処理業を営む業者の保護につながり、健全に業務を継続することであり、ひいては災害等が発生した際にも汚水処理等で地域への大きな貢献の手段となることを広く理解していただくように伝えていきたいと思っております。

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例違反業者に係る注意喚起について**

茨城県環境対策課より標記文書が、県内各市町村浄化槽行政担当課長及び浄化槽保守点検業者宛に発信されていますので、内容を抜粋してお知らせいたします。

本県において浄化槽保守点検業を営む場合には、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）第2条第1項の規定に基づき、茨城県知事の登録を受けなければならないとされています。しかしながら、条例に違反し、登録を受けないまま営業を行っている事業者がいる

という情報が寄せられています。つきましては、（中略）保守点検を行う際には、「浄化槽管理士証」携帯の徹底（条例第11条第3項）をお願いいたします。

また、各市町村に対しては、広報誌等に以下の文面を掲載するように県から依頼もされております。

《浄化槽保守点検業の無登録業者にご注意ください》

- ・ 浄化槽については、浄化槽法により年3〜4回の保守点検を実施することとされています。
- ・ この保守点検を行う事業者は「茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」により、茨城県知事の登録を受ける必要があります。
- ・ 浄化槽の保守点検を委託する際には、茨城県の登録を受けている事業者であることを確認願います。（茨城県環境対策課のホームページに一覧表を掲載しています）
- ・ また、登録事業者である場合、保守点検を行う際には、茨城県知事の確認印が押印された「浄化槽管理士証」を携帯しています。

会員の皆様の中にも、浄化槽の保守点検を茨城県へ登録し営んでいる事業所が多数あると思えますが、新たに管理者を雇用・育成した場合には、必ず県に登録事項の変更申請を行い、該当者の管理士証の発行を受け、その管理士証を携帯させて業務を行うことが必要です。

また、浄化槽清掃の際にも、仮にそのような登録を怠っている管理会社、管理士の存在に気付いた際には、市町村の浄化槽所管部署への報告が必要と思われるので、趣旨ご理解の上ご対応くださいませようお願いします。

**浄化槽清掃記録票の交付は義務です！**

前述の管理士の件にしてもそうですが、現在茨城県をはじめ、11条検査の指定検査機関となっている（公社）茨城県水質保全協会の検査においても、環境保全及びコンプライアンスの観点から、書類検査の要件でもある「浄化槽清掃記録票（カード）」の確認が実施されております。

浄化槽清掃業の許可を市町村から得て、浄化槽管理者から清掃を委託された場合には、清掃の記録を交付する義務がありますので、清掃を行った際には必ず記録票を作成し、管理者へ手渡し3年間保管する義務があることを説明してください。